
医療従事者である濃厚接触者に対する 外出自粛要請への対応について

神奈川県健康医療局
医療危機対策本部室

1.厚生労働省事務連絡の概要（令和3年8月13日・8月18日一部改正）

感染者が急増している地域において医療提供体制を確保するための緊急的な対応として、医療従事者が家庭内感染等により濃厚接触者となった場合でも、下記要件等を満たしていれば不要不急の外出に当たらないとして、医療に従事することが可能。

【要件等】

- 他の医療従事者による代替が困難な医療従事者
- 新型コロナウイルスワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。
- 感染した場合にリスクの高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- 検査期間は最終曝露日から14日間であること。

2. 自費検査とする考え方について

- 保険診療の算定可能回数は1～2回までと定められており、また、当該通知に基づく検査を保険診療で行うことについて、審査機関からの了承を得られていないため、検査期間中の検査全てを保険診療として行うことはできない（1回～2回まで）
- 当該通知は、**濃厚接触者については**、原則自宅待機とされている中で、例外的な対応として、条件付きで医療に従事することを認めるものである
- そのため、県としては、基本的には、**濃厚接触者に対しては、原則通り自宅待機の対応をお願いしたいと考えている**
- 県としても、医療機関側に様々な事情があることは配慮したいと考えていたが、費用については原則どおり、公費負担の対象外と考えている

以上をふまえ、自費検査での実施とする